

決算特別委員会会議録（第2号）

---

○会 議 月 日 令和3年9月8日（水曜日）

---

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

---

○出 席 委 員（8名）

委 員 長	久 慈 省 悟 君		
副 委 員 長	川 崎 憲 二 君		
委 員	小 鹿 重 一 君	柿 崎 裕 二 君	
	森 弘 美 君	吉 田 勉 君	
	坂 本 豊 君	木 村 修 君	

---

○欠 席 委 員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 中川 悟 君  
議会事務局 次長 坂本 ゆかり 君

---

○会議に付した事件

1. 議案第40号 令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  2. 議案第41号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  3. 議案第42号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  4. 議案第43号 令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  5. 議案第44号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  6. 議案第45号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 

○議事の経過概要

午前9時42分 開会

○久慈委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第40号令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、26ページまでの歳入全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に歳出に入ります。

議会費、総務費で27ページから44ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。どなたもございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に民生費、衛生費、労働費で、44ページから59ペー

ジまでの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に農林水産業費、商工費で、59ページから68ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。7番坂本 豊委員。

○坂本委員 61ページですけれども、中山間地域等の直接支払交付金の件でお聞きいたします。決算では398万円支出されておりますけれども、以前聞いたのですけれども、どの地域にどのくらい支払いをしているのか、そして面積当たりの単価というのは幾らぐらい支払いされているのかお答え願います。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 お答えします。

阿弥陀川地区で単価2万1,000円、148万773円です。蓬田地区で単価6,400円、総額で65万4,892円です。広瀬地区で単価1万6,800円の101万4,148円です。高根地区6,400円で83万3,753円となっております。

以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 ありがとうございます。中沢地区はもちろんこの中山間地域等支払金が交付されておられませんけれども、どのような経緯で中沢地域が外れたのか、ちょっと詳しくお聞きしたいわけですが、以前、地権者の方から苦情が来たのです。自分たち地権者に一切説明がなくて、水土里保全隊にこの資金が回ったという話でありました。やはり地域の和合を考えるとあんまり争いもしたくないということで、私もそのまま、地権者ではありましたが、そのまま水土里保全隊にその資金が流れたわけです。

それで、この中山間の資金が水土里保全隊に行っても、道路の草刈りはしてくれますけれども、おのおの急斜面ののり面の草刈りは地権者が行うんですよね。ですから、この中山間地域等の支払金の目的というのは何なのか。

また、さらに水土里保全隊に行っているお金を個々の農家に渡すことができるのかどうか。それについてお聞きしたいと思います。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 お答えします。

中山間地域の直接支払交付金は、その地域の不利な立地、傾斜地が多いとか、ので単価は決まっています。それで、中山間の補助金が水土里に回った、回すということには

なっていないくて、中山間は中山間、水土里は水土里の補助事業となっていますので、その資金が流れたという事実はありません。

あと、水土里の資金を個人に回すというやり方も、多面的機能支払交付金の事業内容としては正しくないと思います。その個人でのり面の除草が難しいのであれば、多面的の活動組織の中で話し合っていたら、そこを活動内容に含めていただければよろしいかと思います。

以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 ありがとうございます。先ほども質問したとおり、以前は中沢地域もよその長科とか、よその地域は私は分かりませんが、農家に直接この中山間地域等直接支払金が支払いされていたわけですよ。それが何年か前なのですけれども、このお金を水土里保全隊に資金に回すということが聞かれたわけです。ですから、そういう事実はないと今、課長が答弁したわけですが、それは私、間違いではないかなと思います。

それでは、課長の答弁からいくと、中沢地域直接支払金が過去に支払いされていたことがあったのか。それがいつから支払いされなくなったのかということ調べれば分かるでしょうか。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 今の手持ち資料ではちょっと分からないのですが、調べれば分かると思います。

以上です。

○久慈委員長 ほかにございませんか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 同じ61ページの多面的機能支払交付金の関係でちょっとお伺いします。この交付金は7月末あるいは8月末でないと全額お金が入ってこないというようなことがあって、実際仕事が始まるのは4月からどこの地区でもやっていると思います。そういうことがあって、意識的に交付金の3割から3割5分程度かな、繰越しするようにしなさいというような指導をしているというように聞いているのですけれども、そういうことで間違いはないですか。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 その多面的の制度上、3割は繰り越せるので、どうしても交付決定までの間、時間がかかりますので、3割上限で繰り越せるという制度にはなっています

が、今年度から交付要綱等を変更しまして、交付決定前にも払えるようにしましたので、今年度は6月頭には交付しています。ですので、まだそれでも遅いというのであればご相談に乗りますので、ご相談ください。

以上です。

○久慈委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 今年度で申し上げますと、最終的にお金が来たのは8月の末でした。そういうことなので、3割まで残せるということをそのまままた引き続きやるのかなど。なぜこういう質問をしているかという、はなから3割残せませよという制度なので、3割残すということは、当年度の事業計画の予定したものを3割やれないですよということと同じだと思うんですよ。そういうことを少し疑問に感じるなと思いましたので、質問させていただきました。そういうこともいろいろ県なりに聞く機会があったら聞いてください。

以上です。

○久慈委員長 ほかございせんか。8番木村委員。

○木村委員 60ページ、農業振興費の1節報酬、鳥獣被害対策の59万4,000円、そしてその下に会計年度任用職員の報酬33万6,000円とあります。そして、その下に職員手当が不用額77万6,000円と、こうあるわけですけれども、その関係をどのようになっているのかお聞きいたします。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 まず、1報酬の実施隊報酬ですが、これは猟友会の駆除分となっていて、90日分、2人で稼働することの実績です。猿、鹿、イノシシの駆除として活動してもらっています。

その下の会計年度任用職員ですが、2名で巡回してもらっています。猿の追い払い、わなの見回り、猿の移動の調査等をしていただいている費用です。

その下の時間外手当ですが、職員による猿の追い払いや、あとは研修会議等の手当です。

以上です。

○久慈委員長 8番木村委員。

○木村委員 不用額77万6,000円ですか。その余った不用額はどのようになったのですか。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 猿の追い払いなどかなり多めに見ておりますので、実際足りなくなることのないような予算化をしていますので、実際の猿の追い払いに対応した時間数がそれより下回っているということで不用額が出ています。

以上です。

○久慈委員長 8番木村委員。

○木村委員 その2名の追い払い職員は、職員とありますけれども、被害対策の実施隊の隊員ではなく、役場の職員がやっているのですか。

そして、2年度の猿の被害状況、どのようであったのか報告願います。

○久慈委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 会計年度任用職員ですので、役場の職員ではございません。昔でいうパートのような対応の人です。

被害状況ですけれども、販売野菜でタマネギが1,020円、トウモロコシ1,540円の被害です。販売野菜でない部分でいきますと、総額1万3,000円の被害となっております。位置的には郷沢よりも以北のほうに集中しております。

以上です。

○久慈委員長 よろしいですか。ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、土木費、消防費で68ページから76ページまでの質疑を行います。質疑ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 73ページの消防団員の報酬についてお伺いいたします。村の消防団員の報酬、例規集から調べましたら、団長は5万円、副団長が3万7,000円で、団つき分団長と分団長が2万5,000円、副分団長が2万円で、部長が1万7,000円、班長は1万5,000円、そして団員が1万2,000円、これは年間ですけれども、この引上げを私は以前から求めておりました。そして、出勤手当は1人1回につき1,800円とあるわけです。

今年の4月の13日に、消防庁長官から各都道府県の知事、各指定都市の市長宛てに、消防団員の報酬等の基準策定等についてという文書が来ておりまして、団員の報酬引上げについて書かれているわけです。この一部をちょっとだけ抜粋して読みますと、消防団員が数が2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況にあると。今後数年間で80万人を割り込むおそれがあると、そういうことを懸念しておりまして、質問です

が、この消防庁長官からの通達によりますと、各市町村において消防団員の報酬の見直しを検討することと書かれていまして、団員については年間3万6,500円に引き上げることというふうに書かれております。そして、出動手当については1日当たり8,000円を標準にするというふうになっております。

それから、もう一つは、これは前から各地域で消防団員の報酬の支払いについて問題になっているのが、個人の通帳に振り込まれていない、分団に一旦振り込んでプールをしていて、それを使っているということが問題になっているわけで、これは適切でないもので、団員各自の口座に振り込むようにというふうにも書かれているわけです。

ですから、この通達からいきますと、我が村でいまだ1万2,000円の団員の報酬、これを引き上げる必要があるのではないかと思うので、答弁をお願いしたいと思います。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 消防団員の報酬等の基準の策定ということで、委員おっしゃるとおりに総務省の消防庁のほうから通達は来てございます。それで今後、令和4年度の4月1日から適用を目指して、今おっしゃったように、団員給であれば年間3万6,500円、それから災害時の出動手当といたしまして、1日1回で8,000円を上限ということで上げをなさいということで通達は来てございますが、これに関しては、3月に条例改正の部分で見直しをする予定ではございますが、金額等につきましては、その後もいろいろQ&Aで総務省のほうからの情報も流れてきてございます。

それで、実際に出動手当等が実際のその金額、例えば3万6,500円とかそういう基準金額にもうなっている市町村もあるようではありますが、ほとんどの全国の市町村で見ますと、蓬田村が標準ではありませんが、やはりあまり金額的には高くないということで、ただそうなると、一時的に上げるとなると、財源的にもその人数掛ける金額になりますので、財源の確保を考えるとということになりますと、今すぐ、あるいは4年の4月1日からその基準額で支払いができるかということは、ちょっと今のところはまだ何とも言えませんけれども、いずれにしろ、その条例改正は4月の1日を基準日として年度内に協議をして決めてくださいということで通達が来てございますので、今実際に消防団のほうにも幹部会等がありますので、そのときに話をしております。

それで、その金額もさることながら、その支払い方法の部分でありますけれども、本人の口座に入っていないということでの話は、何年前前からも総務省のほうで指摘をされているようでありまして、いろいろその諸事業で分団のほうの一緒になっているその

部分にお金が振込になっているところもありますし、実際問題、個人の口座のほうに支払いがされているケースもあるようであります。

それに関しても、実際のそのもらった報酬等で実際の自分たちの飲食等にも使っているということですので、分団のほうにもそこら辺の部分に関しても一緒にお話をさせていただきます。

近々、その意見を集約をして協議をするということで考えておりますので、今、4月1日のその通達に沿ったような形にできるようにしたいということで、今のところは考えてございます。

以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 一気に上げることは難しいという答弁でもありましたし、個人の通帳に振り込むということも、今までやっていなかったもので、これもちょっとハードルが高いような気がします。私も団員のときに10年くらい会計をやっておりましたけれども、その当時から自分たちの飲食は自分たちの報酬で賄うというのが当たり前ようになって、何の疑問も持たないでやってきましたけれども、最近、何かおかしいというふうに言われておりますので、考えてみれば確かに報酬は個人に振込をするというのが正しいやり方であります。

ただ、分団の経費がその分少なくなれば、また飲食等のお金も足りなくなって団員から集めるということになれば、またそれも大変なことでありますので、分団の経費は経費として支払いをするようにという考え方も、見方によってはありますので、その辺の助成についても検討していただけないのか、再度お聞きいたします。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 飲食等に関する経費だけに話を特化しますと、飲食に関してはやはり本人、自分たちが飲食する分ですので、自己負担してもらおうのが今のご時世、当たり前ということで考えてございます。ただ、活動費として少なくなるような形では、いろいろ活動に支障を来すと思われまますので、そこら辺の部分に関してはやはり今までどおりの支払いができればなということで、そこら辺はちょっとバランスを取りながら考えたいと思います。

以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。



○坂本委員 これは直接質問には関係ないのですが、以前、青森県のある消防団であった事件であります。団員が直接報酬を自分に支払いしないということを疑問視して抗議をしたわけですね。自分に何で報酬を支払いをしないのかと。それは分団に支払いしていて本人に渡っていないので、考えてみれば正当な理由なのですが、これは異端児ということで阻害をされて、団長から懲戒免職を受けて裁判になった事例があつて、やはり裁判では負けてしまって、その団員が勝ったわけですね。青森県に以前こういう話もあったので、今後こういうことがないとも限りませんので、しっかりとした報酬を見てきちんとやっていただきたいなと思います。

以上です。

○久慈委員長 ほかございませんか。6番吉田委員。

○吉田委員 73ページの中段、役務費のハウスクリーニングの手数料が30万7,000円出ていますけれども、これはどういうものでしょうか。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 このハウスクリーニングは退去した後、次に入る人が決まれば、その清掃をして次入る人に住宅のほうをきれいにして入ってもらうというもののクリーニングの手数料であります。

○久慈委員長 6番吉田委員。

○吉田委員 退去した後のクリーニングということですが、それは普通、退去する方が持つものではないでしょうか。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 退去してそれは一旦クリーニングというか、掃除してもらいます。その後その期間、次の入る方が決まるまでの間とかそういうのがありますので、それをまた掃除して新たに決まった方に入らせていただくという手数料です。

○久慈委員長 6番吉田委員。

○吉田委員 分かりました。

次、74ページですけれども、13の使用料及び賃借料で防災無線の電波の使用料が出ていますけれども、これはどういう趣旨のものになっておりますか。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 この電波使用料に関しては、村内の放送をしている無線の放送の手数料でございます。これは国のほうに支払いをするようになってございますので、仙台の電

波監理局のほうから請求が来て国庫の部分で支払いをするということです。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 同じく74ページのこの防災無線の電波利用料の件について関連してお聞きしたいのですが、実は防災無線で夕方に小学生向けに、暗くなる前におうちへ帰りましょ  
うとか、そういう内容で放送していますよね。この時間帯のことについてお聞きしたい  
のですが、夏場は日が長いので5時半とか6時にチャイムを鳴らしてもよかったのです  
が、今はもう9月に入りますと、以前の時間帯に放送されても暗くなってしまって、子  
供たちが帰るの、帰宅するのが非常に遅くなって、もう暗くなってから帰ってくるよ  
うな状態になっていますので、もうちょっと季節に合わせて時間を早めにしてもらわな  
いと、子供たちは時計を持っていないので、そのチャイムを聞いてから家に駆け込んで  
くるわけです。今の時世、自転車での移動が多いので、結構、二、三キロの距離を走っ  
ている、家に帰るときにはもう電気をつけて自転車で帰ってくるような状態です。

ですから、もうちょっと早め早めに、季節に合わせてその放送の時間帯を変えていた  
だけないかという話が来ていますので、どうでしょうか。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 お断りしておきますけれども、子供たちを帰りましょという放送は夏  
休みと冬休みしか行ってございません。

それから、チャイムに関しては朝の6時と、それから昼、それから夕方の6時、これ  
は通年、通して決まった時間でしか放送してございませんので、例えばその夏休みの時  
間の4時半とか4時とかの部分の指定も、全部小学校のほうから指定された時間帯に放  
送してございますので、役場が放送しているわけではございませんので、よろしくお願  
いします。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 確かに夏休みと冬休みしかやっていないというので、一般のその休み以外に  
も鳴らしてほしいという要望もあったので、付け加えておきます。よろしいですか。

○久慈委員長 総務課長。

○小松総務課長 放送の依頼、あるわけですがけれども、放送の話になるといろいろ意見が  
ございまして、スピーカーのそばの人であれば、その6時だの12時のそのチャイムでも  
うるさいとかという人もございますので、いずれにしろ、その休み中は確実に放送して、  
やりますけれども、普段のその平時のときに、例えば4時にそういう放送をかけるとか

ということになると、ちょっと学校とかのほうとも協議しないと難しいと思いますので、そこら辺はできるのであれば、対応はできるということで、今後ちょっと検討したいと思います。

以上です。

○久慈委員長 よろしいですか。ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に教育費で76ページから89ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。6番吉田委員。

○吉田委員 78ページの一番下の負担金補助及び交付金で学生の支援給付金が出ていますけれども、これは何人に対して払ったものでしょうか。

○久慈委員長 教育課長。

○木村教育課長 答えいたします。

これにつきましては、全部で53名、内訳として、これは自宅からと自宅以外、自宅のほうで5万円で、自宅以外が、県外も含めて10万円ですが、自宅が19名、自宅以外が34名でございます。

以上です。

○久慈委員長 ほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、次に90ページ災害復旧費から予備費までの質疑を行います。質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。7番坂本委員。

○坂本委員 私は予算のときに反対しているので、決算で賛成というわけにはいかないので、反対ということですが、特別今回文書を作っておりませんので、以上です。

○久慈委員長 ほか、討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第40号令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○久慈委員長 起立多数です。よって、議案第40号令和2年度蓬田村一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 賄い費のことで質問をいたします。ページでいけば96ページに、賄い費が1,079万円とあります。それから、94ページの給食費の負担金が613万5,000円となっております。そうしますと、465万5,000円、引き算をすると、これが村が負担しているということになると思います。そうしますと、村の補助率というのは43%になるということでしょうか。

○久慈委員長 教育課長。

○木村教育課長 まず、2年度は実は給食費助成というのは当面、前に言ったとおり、おおむね3割助成ということで、80円から90円の助成をしてございました。ただし、昨年はコロナの関係で3か月のさらに無料の助成を行ったところがございます。ですから、それを含めて4割助成ぐらいになってございますが、普通であれば、2年度については大体4割の助成の形になっておりますが、今年度であれば通常のおおむね3割の助成という形になります。

以上です。

○久慈委員長 ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 討論ないようですから、終結いたします。

これより、議案第41号令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○久慈委員長 起立全員です。よって、議案第41号令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 歳入の97ページですけれども、国民健康保険税の調定額というのが、決算では1億3,010万円となっております。収入未済額が2,365万円です約18%ですから、約2割が未収ということになります。これほど国保税が高いと、とても支払いができない人たちがたくさん出るというのは当然であります。支払いをすれば生活ができなくなるということですよ。

質問ですが、繰入金が6,954万円、そのうち一般会計から5,794万円となっていると思いますが、この繰入金というのは法定の金額にしては多過ぎるので、赤字を補填している金額も含んでいるのかということで質問をいたします。

○久慈委員長 住民課長。

○佐藤住民課長 お願いします。

これは全部赤字になっている方も全部含んでのことですよ。

以上です。今のところ。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 この法定の繰入金というのは、たしか職員の給与とかそういうのも含まれているわけですよね。ですから、実質、その補填の繰入金というのは、給与とかそういうものを差し引いた、実質赤字の補填というのは金額は幾らになるのか質問いたします。

○久慈委員長 暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

---

午前10時29分 再開

○久慈委員長 それでは、休憩を取り消し、会議を再開いたします。

住民課長。

○佐藤住民課長 お願いします。

歳出の103ページのところに、予算額として書かれていますけれども、財政調整基金繰入金という、そのところが赤字補填分の額で1,162万1,000円ということになりますので、よろしくをお願いします。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 大変申し訳ありませんね。103ページに内訳書いてありました。私の質問の趣旨は、村で赤字の分を補填しているということになれば、財政が結構豊かなのでもうちょっと村側の負担金を増やせば、国保税が安くなるのではないかということで質問しているわけですが、村長に伺いますが、これは、村で国保税を安くするために繰入金を増やすという考えをしますとどうなるのか、お答え願います。ペナルティーが来るのかとかそういうことでよろしいです。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 この赤字補填という考え方と別にして、この税を下げるために一般財源を投入したらどうかという、そういう質問ですよ。税のその決めるに当たっては、それぞれの町村で3方式、4方式という、皆さん聞いているかと思うのですけれども、4方式の場合は固定資産を含んだ評価の計算方法、これを取り入れて税の徴収方法が違います。それで、基本的にはかかるその3か年か4か年の間の医療費の平均したものを、その国民健康保険の加入者が、要するに負担することを原則としています。ただ、国庫が2分の1という考え方がありますので、その医療費がかかったものの半分は国、残りはいわゆる保険者への被保険者が払うべきもの。それで、その被保険者が払うべきものに対して税をかけると、税率をかけて、さっき言ったように、我が村は4方式でそれを計算して取っていかなきゃいけないと、こういうふうになっています。これがルール上です。

ただ、それをやって我々は税を決める権限を持っているわけですが、その税を決めたのですけれども、結局は要するに足りなくなると、赤字になるという部分については、村が現在負担しているというのが実際であります。最初から村の負担金を入れるというのは、制度上入っていません。それは前にも申し上げたことがありますけれども、それですと他の保険に対してもそういう措置をしなきゃいけない可能性が出てくるということになりますので、我々としては現在の状況では、赤字になった場合補填すると。当初からその村が出してそれを補填する、税を下げるという方法は取ってございません。

以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 ありがとうございます。村長は今、国が半分、50%負担しているという答弁をしたわけですが、それでは村、県、被保険者は何%の負担なのかという答弁と、もう1点は、私、前に、以前、中曽根内閣時代に国の国保税に対する負担率をどんどん引き

下げていって今の現在、25%ぐらいまで、50%当時あったのが現在、二十何%しか国が負担していないというふうにして前から言っていたと思うわけですが、そうになると以前、私の話が違うということになるので、国が50%負担していれば、もっと安くなるのではないかということなのですが、果たしてそうなのですか。

○久慈委員長 村長。

○久慈村長 私は制度上そういうふうになっているというのは分かっているのですが、ただ、その県の、例えば県の調交の分担とか、そういった部分で分かれてはいます。国の調整交付金、療養給付金というものと、そのほかに県の交付金みたいなものがあります。しかし、その県の交付金というのも、実は国庫が全部持っていて、県が単独でやっているものではありません。

要するに、努力している団体と努力していない団体に若干の差をつけるために県の交付金何か設けられているように私は思うのでありますけれども、基本的には国半分、保険者半分という考え方で、そこに市町村が介護保険みたいに、介護保険はもう市町村の負担というのがはっきり決まっているわけですが、国民健康保険の場合はそれは入っていないというふうに理解しています。

○久慈委員長 よろしいでしょうか。ほかございませんか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 101ページをお願いします。国民健康保険税のことなのですが、不納欠損額についてお尋ねします。ここを見ますと、4節、5節、6節の合計が438万100円と、こうなっているわけですが、監査委員から提出された調書を見ますと、件数が27件ですよということで、この不納欠損額の中で一番大きい、1人当たりといたしますか、1件当たりの大きい金額は幾らなのか。

それから、このいわゆる不納欠損額になるということ、いわゆる支払えないということで、恐らく5年たって時効になったものだと思いますけれども、その支払いのできない人というのはどういう状況なのか。例えば急に病気になったとか、仕事を失ったとかというようなことで、生活保護者になったとかと、いろいろあるのだとは思いますが、そういうことをまず1つ聞きたい。

それから、その不納欠損額を出さないように、時効の中断というようなことをやるべきだという監査意見も出ています。これは毎年のように出ていると思うのだけれども、その対策、対応については、どのような方策を取っているのかお伺いします。

○久慈委員長 暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

---

午前10時43分 再開

○久慈委員長 会議を再開いたします。

税務課長。

○川崎税務課長 今ちょっと個別の名簿から拾ったのですけれども、1人で最高の人で63万円であります。

あと、時効等の中身なのですけれども、まず病気にかかって稼げなくなって、県外とかにいる人ですけれども、生活保護に変わった人とか、あと亡くなった人とか、そういう人たちもかなり含んでおります。

あと、徴収のほうなのですけれども、滞納者への督促状や催告書を送付しております。それで、電話連絡して納税相談して、役場のほうに来庁してもらっていろいろと相談しているところでもありますけれども、なかなかこのコロナ禍でうまく仕事が回っていない人たちもおりまして、その部分で時効になってしまったところもあります。

現在、預金調査など行っておりますけれども、また滞納整理機構、こちらのほうにも移管し納税してもらえるように努めております。また、毎月、夜間徴収訪問等も行っておるところですけれども、特に昨年、漁業者のほうの収入として単価が安かった、水揚げが少なかったということで、共済金とかもらっていた人もおりますけれども、その人たちもみんな資金繰りがいなくて、そういうお金を借りたりとかして、保険金があるままそっちに行っちゃったというような状況も多々あります。

税務課のほうでもかなり頑張っているところですが、今回この438万100円という不納欠損が出てしまいました。

以上です。

○久慈委員長 小鹿委員。

○小鹿委員 ありがとうございます。いろいろやられているようでございますけれども、例えば、今は制度上変わっているのかも分かりませんが、私たちが認識している時効の中断というのは、家庭を訪問して、例えば1万円でも2万円でも支払いしていただませんかということでお金を徴収して、それがいわゆるその支払いをするという意味ですよということを確認することによって、時効の中断というものに入っていくという認識をしていたのですけれども、なかなかいろいろ、行政の側からいけば、そういう



こともあんまりやりたくないのかなという感じもするのだけれども、そういうようなことをしていかないと、例えば5年、例えばもう時効になるので、できるだけ頑張って払わないようにしたほうがいいんじゃないのというような話をまずしているような人があるとすれば、大変困ると思うんですよ。

一生懸命納税している人との不公平感が出てしまうというようなことがあるので、こちら辺は課長が今答弁されたように、できるだけそういう不納が出ないようにしていますよという態度を見せていただきたいということをお願いします。答弁はいいです。

以上です。

○久慈委員長 ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですので、続いて討論を行います。討論ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 国保会計も予算では反対しているので、決算でも賛成というわけにはいかないので、反対であります。

先ほども言ったように、国保税の滞納が18%以上あって、非常に高額になっているわけです。生活も厳しい、給料も上がらない、そういう中で税金だけが高いということになれば、もう生活が成り立たないわけですよ。消費税を幾ら10%引き上げても、名目は社会保障費に回すと言いながら、全然こういうことに対しては国は手当てをしてくれない。

市町村の問題だけではもちろんないのですが、村でできるだけ住民の暮らしを第一に考えるということになれば、私はいつも村長に対して国保税の引下げを求めてきたわけです。できるだけそういう感じで誠意を見せる村政をやってほしいということから、反対ということで討論を終わります。

以上です。

○久慈委員長 ほか討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結します。

これより、議案第42号令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○久慈委員長 起立多数です。よって、議案第42号令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。7番坂本委員。

○坂本委員 では、112ページの歳入、この収入未済額のところに631万7,000円というふうになっていて、金額が大きくてびっくりするわけです。滞納者の数も監査委員のほうからありますけれども、電気や電話代だと未納にすればすぐに止められてしまいます。しかし、水道はすぐ止めると命に関わるようなものですから、ほかの滞納とは違うと思うわけです。しかし、ほかの自治体では長期に滞納をすると、何度も催促をしても支払いをしないということになると、水道も止めているというふうなこともあります。

蓬田村では、この滞納者に対してはどのような対策をしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 滞納者には督促をまず出して、納付していただければ電話または訪問して、納入の相談をして、納めていただくよう努めております。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 どういう人たちが滞納しているかよく分からないのですが、止めればいいということを行っているのではなくて、支払いができないのであれば、何らかの方法で救ってあげるとか、生活保護を申請すれば、これはいいのかということを含めまして、そういうことは検討しているのかどうか、再度お聞きいたします。

○久慈委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 ちょっと生活保護については私、担当のほうじゃないので分かりませんが、やはり滞納については訪問して納税相談して、幾らでも納めていただくように、1,000円でも2,000円でも納めていただくように努めてまいっております。（「生活保護の担当者から答弁」の声あり）

○久慈委員長 健康福祉課長。

○高田健康福祉課長 様々な滞納の中で、私が感じる中では、1つの滞納だけでなく多くの部分に関わっている人とかが見受けられますが、そういった場合にはやはり生活していく上で、最低限のその収入が得られないということになれば、やはり健康福祉課の

ほうの生活支援のほうに相談をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○久慈委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 生活保護の基準では、水道料金というのはもちろんないと思うわけですが、水道料金も払えないということになれば、相当生活に困窮しているというふうに言わざるを得ないわけですね。だから、そういう人に対しては、生きていく上で最後のとりでですから、生活保護の申請をするように村からぜひ働きかけてもらえないのかどうか、再度答弁を求めます。

○久慈委員長 健康福祉課長。

○高田健康福祉課長 今委員言われたように、水道料金を滞納していれば生活が苦しいという、その端的な判断ではその支援という部分に直接結びつくものではありません。ケース・バイ・ケース、その家庭の置かれている状況、資産等も含めて、その支援の判断となりますので、水道料金が滞納されているので生活保護という考えではないということをおし上げておきます。

以上です。

○久慈委員長 よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結します。

これより、議案第43号令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○久慈委員長 起立全員です。よって、議案第43号令和2年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号令和2年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結します。

続いて討論を行います。討論ございますか。坂本委員。

○坂本委員 介護保険についても予算では反対ということで、決算でも反対いたしますが、文書は作っておりませんが、もう介護保険が始まってたしか20年くらいになると思うわけですが、ある雑誌を見たら、介護保険制度がだんだんだんだん保険料は高くなっていくが、制度そのものが改悪をされているということが、実態があります。要介護幾らとかそういう具体的なところはちょっと覚えておりませんが、とにかく利用しづらくなっているということで、保険料に見合った介護ができていないという制度の欠陥があります。

こういうことも含めて、この介護保険ができた当時から反対していますので、以上です。

○久慈委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第44号令和2年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○久慈委員長 起立多数です。よって、議案第44号令和2年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。坂本委員。

○坂本委員 同じく後期高齢者の医療制度というのは、できた当時から私は反対をしてきました。老人保健から切り離して年齢で人間を差別するという、この制度そのものに反対してきたわけです。

以上です。

○久慈委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久慈委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第45号令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を  
求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○久慈委員長 起立多数です。よって、議案第45号令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別  
会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本決算特別委員会に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任願います。

これをもって、決算特別委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午前11時01分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ない  
ことを証するためここに署名する。

令和 3年11月15日

決算特別委員長 久 慈 省 悟